処理水の取扱いに関する宮城県連携会議設置要綱

(設置)

第1条 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水(以下「処理水」という。)の取扱いに関して懸念される影響について、県内の関係団体等の意見を集約し、国及び東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)に対する申し入れ内容をとりまとめるため、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 連携会議は、次の事務を所掌する。
 - (1) 処理水の取扱いに関して懸念される影響に係る意見集約に関すること。
 - (2) 国及び東京電力への申し入れ内容のとりまとめに関すること。
 - (3) 処理水に係る情報共有に関すること。
 - (4) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 連携会議は、別表に掲げる各団体の長等をもって構成する。
- 2 連携会議に座長及び副座長を置き,座長は宮城県知事,副座長は宮城県副知事(復興・危機管理部の所管事務を担当する副知事)とする。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

- 第4条 連携会議に必要に応じて業界団体ごとに部会を置く。
- 2 部会は、構成団体間の情報交換を行うとともに、連携会議の所掌事務のうち当該業界に関する事項等について協議する。
- 3 部会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(会議)

- 第5条 連携会議の会議は、座長がこれを招集し、主宰する。
- 2 座長は、必要に応じ、議題に関係のある構成員のみを招集し、会議を開催することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(姓目1)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月11日から施行する。

別表 (第3条関係)

団体名等

《水産業関係団体》 7団体

宮城県漁業協同組合 宮城県沖合底びき網漁業協同組合 宮城県近海底曳網漁業協同組合 宮城県産地魚市場協会 宮城県水産物流通対策協議会 宮城県消費地魚市場協会 宮城県食品輸出促進協議会

《農業関係団体》 2団体

宮城県農業協同組合中央会 宮城県農業会議

《観光業関係団体》 1団体

宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合

宮城県議会 宮城県市長会 宮城県町村会 宮城県